

## 診療所の廃止手続き（開設者：個人の場合）

呉市保健所地域保健課医務G

### 1 診療所廃止届（提出期限：廃止後10日以内）

届出書 （作成・提出：2部）→ （受理）

開設者（個人） 呉市保健所地域保健課

※ 1部は呉市保健所地域保健課へ、1部は返却します。控えが不要の場合は1部提出。

### 2 その他

- ア 保険医療機関廃止手続き（中国四国厚生局指導監査課へ）広島合同庁舎第4号館2階
- イ 診療用エックス線装置廃止届（呉市保健所地域保健課へ）すこやかセンター5階
- ウ 麻薬施用者（管理者）業務廃止届（呉市保健所地域保健課へ）すこやかセンター5階
- エ 麻薬所有高届（呉市保健所地域保健課へ）すこやかセンター5階
- オ 麻薬譲渡届（呉市保健所地域保健課へ）すこやかセンター5階
- カ 覚せい剤原料所有高届（呉市保健所地域保健課へ）すこやかセンター5階
- キ 結核予防法指定医療機関辞退届（呉市保健所地域保健課へ）すこやかセンター5階
- ク 被爆者一般疾病医療機関辞退届（県庁被爆者支援課援護グループへ）広島県庁本館6階
- ケ 生活保護法指定医療機関廃止届（呉市生活支援課へ）市役所2階

e t c.